

一般社団法人 日本赤外線サーモグラフィ協会
会員規約

第1条 名称

本規約は一般社団法人 日本赤外線サーモグラフィ協会（以下本協会という）会員規約（以下本規約という）と称する。

第2条 目的

本規約は、本協会の目的である赤外線サーモグラフィに関する調査・研究、知識・技術の普及啓発および人材育成等を通じて、産業界および一般社会に赤外線サーモグラフィを普及させることにより、安心・安全で豊かな社会の実現に貢献するための次の事業を行うことに賛同し、入会する会員に適用する。

- 赤外線サーモグラフィに関するセミナー、イベント等の開催
- 赤外線サーモグラフィに関するコンサルティング
- 赤外線サーモグラフィに関する国内外の団体等との相互交流、情報交換、相互支援等の活動
- 赤外線サーモグラフィに関する普及、啓発活動
- 赤外線サーモグラフィに関する研究開発の受託および共同研究
- 赤外線サーモグラフィの利用および需要に関する調査、研究、統計の作成
- 赤外線サーモグラフィに関する書籍の発行
- その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3条 会員

会員は、正会員、個人会員、賛助会員、特別会員から構成される。
各会員の資格を次の通りとする。

種別	資 格
正会員	本協会の趣旨に賛同し、その事業活動に協力しようとする法人又は団体。所定の申込書を提出し、理事会の承認が必要。
個人会員	本協会の趣旨に賛同し、その事業活動に協力しようとする個人で、一般個人と学生個人に類別する。 所定の申込書を提出し、理事会の承認が必要。
賛助会員	本協会の趣旨に賛同する法人又は団体。所定の申込書を提出し、理事会の承認が必要。
特別会員	本協会の事業の推進に必要な専門性を有し、正会員、個人会員、賛助会員、理事又は社員が推薦し、理事会において承認された法人、団体又は個人。

第4条 入退会

本協会に入会を希望する正会員候補、個人会員候補、賛助会員候補は、申込書を提出し、理事会の承認を得て、本協会に入会することができる。入会を認められた正会員、賛助会員は入会金と年会費を、個人会員は年会費を、それぞれ速やかに納入しなければならない。

特別会員は、正会員、個人会員、賛助会員、理事又は社員が推薦し、理事会の承認を得て、本協会に入会することができる。特別会員は入会金と年会費を免除される。

会員は、予め本協会に通知した上で本協会を退会することができる。

入会申込書、入会推薦書は別に定める。

第5条 入会金と年会費

各会員は入会金と年会費を納めることにより、第7条の特典を有する。

種別	入会金	年会費
正会員	50,000 円	30,000 円
個人会員		
一般個人会員	免除	5,000 円
学生個人会員	免除	1,000 円
賛助会員	30,000 円	20,000 円
特別会員	免除	免除

第6条 除名

本協会は、次の各号の一に該当する会員を理事会の決議により除名することができる。

- 本協会の事業を妨げ、また妨げようとした会員
- 本協会の事業について不正の行為をした会員
- 年会費の支払を怠り、督促を受けても支払わない会員
- その他本協会に対する義務を怠った会員
- 本協会の会員としてふさわしくない行為をした会員
- 犯罪その他社会的信用を失う行為をした会員

第7条 会員の特典

各会員は、次の本協会の委員会活動への参加等の特典を有する。但し、委員会参加については、理事会で人数と適正を検討し、承認を得る。

種別	委員会活動の参加	会員特典価格の適用 (セミナー・書籍)	会誌の配布
正会員	有り	有り	有り
個人会員	有り	有り	有り
賛助会員	無し	有り	有り
特別会員	有り	有り	有り

第8条 会費

新入会員入会金、年会費は本協会の運営費の一部に当てる。但し、退会した者及び除名された者の入会金と年会費は返還しない。

第9条 会員情報の取扱い

本協会は会員に関する情報の取り扱いに注意し、適正に管理する。

但し、次の情報は、会員相互の交流を図るためにホームページ、会誌等で公開する。また、会員と本協会の希望に従い、会員のホームページと本協会のホームページを相互にリンクできるものとする。

- 法人、団体、個人の名称
- 担当者名

住所、電話番号、FAX番号

第10条 その他

本規約に定めのない事項に関しては、理事会の決議による。
本規約が本協会の定款に抵触する場合は、定款の定めを優先する。

第11条 付則

本規約は、本協会の理事会の承認を得て実施する。

「制定年月日」平成22年5月10日

「改正年月日」平成22年12月9日
附記：個人会員を追加した。

「改正年月日」